

## 県庁飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 県庁における飲料水等自動販売機の設置候補事業者の選定について、公募による総合的評価方式による審査を行うため、県庁飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 設置候補事業者の優先順位決定

(2) その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認めるときは、設置希望事業者又はその関係者の出席を求め、設置希望事業者が提出した提案書の意見及び説明を聴くためのプレゼンテーションを実施することができる。

3 審査に当たっては、客観的な方法の確立に努め、透明性、公平性を確保しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部管財課長の職にある者とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 会議の定足数は3分の2とする。

4 議事は、出席委員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは、委員長が決するものとする。

5 設置事業者選定審査基準に基づく評価・採点は、出席委員全員の採点を加算し、平均点を算出して行う（この場合、小数点第2位を四捨五入する。）。

(秘密の保持)

第5条 委員は、本業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。委員会解散後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員長が委員に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成23年2月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年1月9日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年2月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年2月6日から施行する。

別 表

県庁飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会委員

委員長	埼玉県総務部管財課長
委員	埼玉県教育局教育総務部財務課副課長
委員	埼玉県警察本部総務部財務局施設課主席調査官又は調査官

以上3名